



2024年5月8日

各 位

会社名 株式会社ペイロール
代表者名 代表取締役社長 湯浅 哲哉
(コード番号：4489 東証グロース)
問合せ先 取締役 影山 貴裕
(TEL：03-5520-1400)

株式併合並びに単元株式数の定めの変更に係る 承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年4月5日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定めの変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(同年4月12日付「(訂正)『株式併合並びに単元株式数の定めの変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ』の一部訂正について」による変更を含みます。以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年5月8日から2024年6月9日までの間、整理銘柄に指定された後、2024年6月10日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所のグロース市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

2024年6月12日(予定)をもって、2024年6月11日の最終の株主名簿に記載又は記録された

株主の皆様の所有する当社株式 721,000 株につき 1 株の割合で併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数

17,976,198 株

(4) 効力発生前における発行済株式総数

17,976,222 株

(注) 当社は、2024 年 4 月 5 日開催の取締役会において、2024 年 6 月 11 日付で自己株式 104,578 株（2024 年 3 月 18 日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

24 株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

92 株

(7) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

① 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社 TA アソシエイツジャパン 1 号（以下「公開買付者」といいます。）及び湯浅哲哉氏（以下「湯浅氏」といいます。）以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合を行うことにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、当該端数の株式を所有する当社の株主の皆様に対して、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当社株式（以下「本端数合計株式」といいます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該売却について、当社は、当社株式が 2024 年 6 月 10 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、並びに本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び湯浅氏のみとし、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引のために行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が本端数合計株式の買受人となるのが整合的であること等を踏まえて、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2024 年 6 月 11 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者による当社株式及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 1,380 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

（注）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2017 年 12 月 14 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 1 回新株予約権（行使期間は 2019 年 12 月 16 日から 2027 年 12 月 13 日まで）
- ② 2017 年 12 月 14 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 2 回新株予約権（行使期間は 2019 年 12 月 16 日から 2027 年 12 月 13 日まで）
- ③ 2017 年 12 月 14 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権（行使期間は 2019 年 12 月 16 日から 2027 年 12 月 13 日まで）

② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
株式会社 TA アソシエイツジャパン 1 号（公開買付者）

③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、株式会社 TA アソシエイツジャパン 2 号（以下「公開買付者親会社」といいます。）からの出資及び株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）からの借入によって調達する資金により賄うことを予定していたところ、当社は、公開買付者親会社からの出資に関する出資証明書及び三井住友銀行からの借入に関する融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本端数合計株式の売却代金の支払いについても、これらの資金から賄うことを予定しており、本端数合計株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのこと。

したがって、当社は、本端数合計株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2024 年 6 月下旬から同年 7 月上旬を目途に、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本端数合計株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期

は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2024年7月中旬から同月下旬を目途に、当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2024年8月下旬から同年9月上旬を目途に、当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合と同様に完全子会社化手続の一環として行われる株式併合の他社事例における裁判所に許可を求める申立て、裁判所の許可の取得及び当該売却に係る代金を交付するために要する期間、当社のために当該売却に係る代金の交付を行う当社の株主名簿管理人との協議、並びに公開買付者による当該売却に係る代金の支払のための資金の準備状況及び確保手段を踏まえて、上記のとおり、それぞれの時期に、本端数合計株式の売却が行われる見込みであり、また、当該売却により得られた代金の株主への交付が行われる見込みがあるものと判断しております。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は92株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものがあります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は24株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及び湯浅氏のみとなる予定であり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (4) 本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及び湯浅氏のみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

①	本臨時株主総会開催日	2024年5月8日(水)
②	整理銘柄指定日	2024年5月8日(水)
③	当社株式の最終売買日	2024年6月7日(金)(予定)
④	当社株式の上場廃止日	2024年6月10日(月)(予定)
⑤	本株式併合の効力発生日	2024年6月12日(水)(予定)

以上